

別表1（第3条関係）

特定非営利活動促進法に定める活動分野

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救助活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

別表 2 (第 4 条関係)

[補助対象経費]

経費区分	補助対象経費
① 旅費・交通費	旅費交通費、宿泊費
② 通信運搬費	電話、プロバイダ利用料等の通信費や、郵送等の運搬に要する費用 など
③ 印刷製本費	チラシ作成等広報用の印刷経費 など
④ 消耗品費	文具等の購入費 など
⑤ 燃料・光熱水費	光熱水費、事業用車両のガソリン代 など
⑥ 使用料及賃借料	会議室使用料、物品等の借上料 など
⑦ 保険料	保険料
⑧ 諸謝金	講師謝金 など
⑨ 人件費	事業従事者の人件費
⑩ 広告料	新聞、雑誌等に広告をするのに要する経費
⑪ 研修参加費	研修への参加に係る経費
⑫ 委託料	業務を委託する際の経費
⑬ 手数料	振込手数料等の経費